

令和8年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第80号】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について・・・ 1

2 【議案第84号】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について・・・ 8

3 【議案第85号】

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例案について・・・ 11

《所管事項説明》

- 1 「令和8年版県政レポート（案）」について・・・ 別途配付済
「令和8年版県政レポート（案）」について（変更分）・・・ 16
- 2 「ありのままでみえっこレポート」＜令和8年度版＞について・・・ 26
- 3 次期「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定について・・・ 33
- 4 三重県いじめ調査委員会調査報告書について・・・ 36
- 5 令和9年度社会福祉施設等整備方針について・・・ 39
- 6 令和7年度社会福祉法人等指導監査の結果等について・・・ 57
- 7 各種審議会等の審議状況の報告について・・・ 60

《別冊》

- ・（別冊1）ありのままでみえっこレポート＜令和8年度版＞
- ・（別冊2）三重県いじめ調査委員会調査報告書
- ・（別冊3）令和7年度 指導監査等結果報告書

令和8年6月23日
子ども・福祉部

1 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

2 改正内容

令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が公布され、子どもに対して教育・保育などを行う事業者に対して、子どもへの性暴力を防ぐための取組が求められることとなりました。

これに伴う関係省令等の一部改正に鑑み、次に掲げる関係条例において、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を加えます。

- (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（第1条）
- (2) 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条）
- (3) 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第3条）
- (4) 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第4条）
- (5) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（第5条）

3 施行期日

令和8年12月25日

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

右提出する。

令和八年六月三日

三重県知事 一見勝之

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 管理運営等</p> <p>認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この(ロ)において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に</p>	<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 管理運営等</p> <p>認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p>

<p>係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>（三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正） 第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後 第十三条の二（略） （児童対象性暴力等の防止） 第十三条の三 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>改正前 第十三条の二（略）</p>
<p>（三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正） 第三条 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>

<p>(児童対象性暴力等の防止)</p> <p>第三十三条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものを含む。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>(準用)</p> <p>第四十三条 第五条、第八条及び第四節(第十二条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十三条、第三十三条及び第三十九条を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十四条 第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十二条まで及び第二十四条から第三十八条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十三条」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十三条第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第六十五条の二 第八条、第九条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十二</p>	<p>第三十三条 削除</p> <p>(準用)</p> <p>第四十三条 第五条、第八条及び第四節(第十二条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十三条及び第三十九条を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第六十四条 第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十二条まで、第二十四条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十三条」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十三条第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第六十五条の二 第八条、第九条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十二</p>
---	--

条まで、第二十四条から第三十八条まで、第三十九条の二から第三十九条の四まで、第五十八条及び第六十三条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）

第六十九条の八 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第六項を除く。）、第二十条の二、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項及び第三十条から第三十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十六条 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第六項を除く。）、第二十条の三から第二十一条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十八条まで、第六十九条の六及び第六十九条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは

条まで、第二十四条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第三十九条の二から第三十九条の四まで、第五十八条及び第六十三条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

（準用）

第六十九条の八 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第六項を除く。）、第二十条の二、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十六条 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第六項を除く。）、第二十条の三から第二十一条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条の二、第二十九条の二、第二十九条の三第一項、第三十条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第六十九条の六及び第六十九条の七の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の七」と、第十六条

<p>「第七十六条において準用する第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を受けて」と読み替えるものとする。</p>	<p>第二項中「次条」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第七十六条において準用する第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第二十条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を受けて」と読み替えるものとする。</p>
---	--

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(児童対象性暴力等の防止) 第二十九条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第二十九条 削除</p>

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正)
 第五条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年三重県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第九条（略） （児童対象性暴力等の防止） 第九条の二 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第九条（略）</p>

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、1学級の園児の数及び職員の配置基準に関する規定の整備を行うものです。

2 改正内容

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例において、次に掲げる規定の改正を行います。

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級編制基準について、満3歳以上の1学級の園児の数を原則35人以下から原則30人以下に引き下げる。
また、この条例の施行の際、現に存する幼保連携型認定こども園については、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができ旨附則で定める。
- (2) 幼保連携型認定こども園に置く職員の配置基準に、新たに創設される「主務保育教諭」及び「主務養護教諭」を加える。

3 施行期日

公布の日

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年六月三日

三重県知事 一見勝之

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成二十六年三重県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正
する。

改正後	改正前
<p>(学級の編制の基準) 第十二条 (略)</p> <p>2 一学級の園児の数は、三十人以下を原則とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第十三条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>三 (略)</p>	<p>(学級の編制の基準) 第十二条 (略)</p> <p>2 一学級の園児の数は、三十五人以下を原則とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第十三条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>三 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児の数については、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第十二条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に

鑑み、幼保連携型認定こども園における一学級の園児の数及び職員の配置基準に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における1学級の子ども数及び職員の配置基準に関する規定等の整備を行うものです。

2 改正内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例において、次に掲げる規定の改正を行います。

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例 (第1条)

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）（以下、「認定こども園」という。）の学級編制基準について、満3歳以上の1学級の子ども数を原則35人以下から原則30人以下に引き下げる。
また、この条例の施行の際、現に存する認定こども園については、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる旨附則で定める。
- ② 認定こども園に置かなければならない職員のうち、一人に限り保育士に代えることができる者として「特定理学療法士等」を加える。
- ③ 認定こども園に置かなければならない職員のうち、保育士に代えることができる者から除く者として「主務養護教諭」を加える。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例（第2条）

- ① 「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例」（令和6年三重県条例第36号）において、認定こども園に従事する職員の配置について、満3歳児の基準を20対1から15対1へ改正した際に、附則として規定した経過措置の期間を、「当分の間」から「令和10年3月31日」に改正する。

3 施行期日

公布の日

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する
 条例等の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年六月三日

三重県知事 一見勝之

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部
 を改正する条例

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)
 第一条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十
 八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
 正する。

改正後	改正前
<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に 関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運 営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員配置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 満三歳以上の子どもであつて、幼稚 園と同様に一日に四時間程度利用す るもの及び保育所と同様に一日に八 時間程度利用するもの(次号及び第七 号において「教育及び保育時間相当利 用児」という。)に共通の四時間程度 の利用時間については、満三歳以上の 子どもについて学級を編制し、各学級 ごとに少なくとも一人の職員(次号に おいて「学級担任」という。)に担当 させなければならない。この場合にお いて、一学級の子どもの数は、知事が 別に定める場合を除き、三十人以下と する。</p> <p>二 職員資格</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>ヘ イ、ロ及びニにより置かなければな らない保育士の資格を有する者につ いては、一人に限って、当該認定こど</p>	<p>(認定こども園の施設の設備及び運営に 関する基準)</p> <p>第三条 認定こども園の施設の設備及び運 営に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 職員配置</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 満三歳以上の子どもであつて、幼稚 園と同様に一日に四時間程度利用す るもの及び保育所と同様に一日に八 時間程度利用するもの(次号及び第七 号において「教育及び保育時間相当利 用児」という。)に共通の四時間程度 の利用時間については、満三歳以上の 子どもについて学級を編制し、各学級 ごとに少なくとも一人の職員(次号に おいて「学級担任」という。)に担当 させなければならない。この場合にお いて、一学級の子どもの数は、知事が 別に定める場合を除き、三十五人以 下とする。</p> <p>二 職員資格</p> <p>イ ホ (略)</p>

<p>も園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けられることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>4 附 則</p>	<p>4 第三条第二号イ及び附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ニ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。）をもつて代えることができる。</p>
<p>4 附 則</p> <p>4 第三条第二号イ及び附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ニ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。）をもつて代えることができる。</p>	<p>4 附 則</p>	<p>4 第三条第二号イ及び附則第二項の規定により読み替えて適用する同号ニ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第八項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第八項において同じ。）をもつて代えることができる。</p>

8 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一号イの規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

8 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一号イの規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

第三条第一号イの規定により置かなければならない保育士の資格を有する者			
附則第四項 (略)	(略)	附則第四項 (略)	(略)

9 第三条第二号へ及び附則第七項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第三条第二号へただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例(令和六年三重県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附則 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号イの規定(満三歳以上

附則 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号イの規定は、適用しない。この場合において、

<p>3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第三条第一号イの規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第三条第一号イの規定（満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>この条例による改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号イの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における一学級の子どもの数については、この条例第一条による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号ロの規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における一学級の子どもの数及び職員の配置基準に関する規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 「令和8年版県政レポート（案）」について（変更分）

令和8年版県政レポート（案）について、冊子配付後にKPI（重要業績評価指標）の実績値が確定したことから、記載内容を一部変更いたします。

○施策13-2 障がい者福祉の推進（254（※）ページ）

※「令和8年版県政レポート（案）」冊子のページ番号を記載（以下同じ）。

「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」

<変更後>

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数						①	
—	2,040人	2,150人	2,260人	2,370人	124.2%	2,480人	a
1,943人	2,159人	2,385人	2,644人	2,944人		—	

<変更前>

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数						①	
—	2,040人	2,150人	2,260人	2,370人	120.4%	2,480人	a
1,943人	2,159人	2,385人	2,644人	2,854人 ※12月時点、6月上旬確定		—	

○施策15-2 幼児教育・保育の充実（291 ページ）

「保育所等の待機児童数」

<変更後>

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数						①	
—	0人	0人	0人	0人	0%	0人	d
64人	103人	108人	84人	73人		—	

<変更前>

2. KPI(重要業績評価指標)の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数						①	
—	0人	0人	0人	0人	0%	0人	d
64人	103人	108人	84人	73人 ※暫定値		—	

施策 13-2 障がい者福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて生活・就労する機会を確保するため、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保、多分野での就労支援が進んでいます。また、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	障がい者の地域生活を支援するための福祉サービスの充実や相談支援体制の強化、農林水産業における障がい者の就労機会を充実させるためのマッチング活動支援等に取り組んだ結果、必要な支援を受けながら地域で自立した生活をしている障がい者数や、農林水産業の作業に新たに就労した障がい者数が増加するなど、取組が着実に進んでいます。 また、障がい者の差別解消、虐待防止に向けた研修や専門家派遣によるコンサルテーション等を行うなど、障がい者の権利擁護の取組が順調に進んでいます。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

- ・重度障がい児・者へのサービス充実のため、グループホームなどの居住の場や生活介護などの日中活動の場の整備を促進しました。また、「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組みました。
- ・工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援するため、障害福祉サービス事業所を対象に、経営改善のための研修会や専門家の派遣に取り組むとともに、共同受注窓口*みえの取組を支援しました。また、障害者就労施設等からの優先調達の推進や県庁での物品販売への支援にも取り組み、82,000千円の目標額に対して、調達実績は88,644千円となりました。
- ・「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者等からの相談支援、障害福祉サービス事業所の支援者等への支援や人材育成等を実施するとともに、地域ネットワークにおける多職種連携による活動を支援するなど、地域での受け皿の整備を進めました。また、障害福祉サービス事業所等における医療的ケア児・者の受入体制を整備するため、医療機器等の購入を支援しました。
- ・障害福祉サービス事業所職員等の人材育成と資質の向上を図るため、サービス管理責任者等研修(613人修了)、相談支援専門員研修(179人修了)および障害者ピアサポート研修(38人修了)等を実施しました。また、高次脳機能障がい者への支援を充実するため、新たに高次脳機能障害支援者養成研修(42人修了)を実施しました。
- ・障害福祉サービス事業所職員の人材確保に向けて、職員の処遇改善等に対する支援に取り組みました。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施するとともに、市町が行う身近な相談支援と連携し、障がい者の相談支援体制の整備を進め

ました。

- ・障害者支援施設等における強度行動障がいによる対応が難しい事案について、高い専門性を有する「広域的支援人材」が施設等を訪問し、職員とともに適切なアセスメントや効果的な支援方法の検討・実施を行いました。あわせて、強度行動障がいの状態にある障がい児・者へ適切に支援できる人材を育成し、虐待の未然防止を図るとともに、利用者の安定した生活の確保や職員の負担軽減に取り組みました。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大に向け、農林水産事業者と障害福祉サービス事業所等をつなぐワンストップ窓口を設置するとともに、その活動を支援しました(専門人材派遣55回)。また、農業と福祉をつなぐ人材として、研修を通じて農業ジョブトレーナー*(25人)や農福連携技術支援者*(10人)を育成するとともに、活動支援に取り組みました。
- ・農林水福連携の認知度向上を図るため、新商品の開発(3件)や新品目導入(2件)への支援を行い、農林水福連携に取り組む障害福祉サービス事業所と企業等のマッチングにつなげ、生産された農産物や加工品等の利用を促進しました。
- ・農業では、農福連携のさらなる拡大に向け、四日市市及び紀北町における農福連携の拠点づくりへの支援に取り組みました。また、農業経験の少ない障害福祉サービス事業所を対象に、栽培指導者等の専門家派遣(2回)を行い、農福連携により生産された農産物等の品質向上を図りました。
- ・林業では、労働力の確保や障がい者の就労を促進するため、コーディネーターの確保・育成(3名)に取り組みました。また、コーディネーターの活動を支援し林業事業者等と社会福祉施設のマッチング(6件)に取り組みました。
- ・水産業では、障がい者の就労機会を拡大するため、水産関係者と福祉関係者のマッチングに取り組むコーディネーターの活動(のべ118日)を支援するとともに、マッチングを円滑に行うための水福連携 PR 動画(1本)及び水福連携作業マニュアル動画(4本)を作成し、その動画を活用した水福連携の認知度向上に取り組みました。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

- ・精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図るため、精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するとともに、地域住民が精神疾患に関する正しい知識と理解を持てるよう、地域におけるメンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を進める心のサポーターの養成に取り組みました。
- ・「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心として早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組みました。また、ギャンブル等依存症の対策については、当事者およびその家族が適切な支援を受け、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会をめざし、「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画(第2期)」を策定しました。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

- ・法的義務となった合理的配慮の提供について、事業者等を対象とした訪問による普及啓発を行いました。あわせて、障がいを理由とした差別の解消のための相談事例等の検証を進めました。
- ・障がい者虐待の防止のため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修(949人受講)を実施するとともに、専門家チームから助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して改善に向けた指導を行いました。
- ・「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や、手話通訳者の養成および派遣等の聴覚障がい者の情報保障に取り組むなど、手話が広く利用される共生社会の実現に向けた手話施策を推進しました。
- ・「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、「三重県障がい者芸術文化祭」の開催に取り組むとともに、受賞作品や県内アーティストによる作品の巡回展示等を開催しました。また、専門人材を活用した相談支援等により、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等の取組を進めました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数						①	
—	2,040人	2,150人	2,260人	2,370人	124.2%	2,480人	a
1,943人	2,159人	2,385人	2,644人	2,944人		—	
就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率						①②	
—	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%	98.5%	82.0%	b
77.7%	83.6%	80.3%	88.4%	80.8%		—	
医療的ケア児・者コーディネーター養成者数(累計)						①	
—	183人	213人	240人	270人	119.2%	300人	a
153人	174人	210人	244人	275人		—	
農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数						③	
—	76人	76人	76人	76人	128.9%	76人	a
49人	農56人 林15人 水12人	農53人 林19人 水18人	農56人 林11人 水27人	農69人 林16人 水13人		—	
「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数						⑤	
—	11件	15件	19件	23件	100.0%	27件	a
7件	11件	13件	14件	23件		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和8年度以降に残された課題と対応

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

・障害福祉サービスの提供体制の地域差や、重度障がい児・者の地域生活を支援するサービスの不足が課題となっています。そのため、障害福祉サービスの整備状況や重度障がい児・者など障がい特性への対応状況を考慮し、引き続き、地域で必要な障害福祉サービス事業所の整備を促進します。また、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の計画期間が最終年度を迎えることから、本県の現状と障がい者を取り巻く環境変化をふまえ、次期プランの策定に取り組みます。

・物価高騰の影響等により障害福祉サービス事業所の厳しい経営状況が続く中、障がい者の工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援する必要があります。そのため、障害福祉サービス事業所の経営改善や共同受注窓口みえの取組を支援するとともに、障害者就労施設等からの優先調達の推進や県庁での物品販売への支援に取り組みます。また、就労を希望する障がい者等のための企業・就労系障害福祉サービス事業所説明会を開催します。

・医療的ケア児・者やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域での受け皿を整備する必要があります。そのため、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、当事者等から

の相談支援、障害福祉サービス事業所等の支援者等への支援や人材育成等に取り組むとともに、地域ネットワークにおける多職種連携による活動を支援します。

- ・障害福祉サービス事業所におけるサービスの適正な実施と質を確保するため、職員の人材育成と資質の向上が必要です。そのため、サービス管理責任者等研修や相談支援専門員研修、障害者ピアサポート研修、高次脳機能障害支援者養成研修などを実施するとともに、研修のニーズをふまえて研修機会の拡充に取り組みます。
- ・限られた人員においても質の高い障害福祉サービスを提供するため、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上を図る必要があります。そのため、障害福祉サービス事業所におけるロボットやICT等の導入に対する支援を行うとともに、申請手続きのDX化を図る等の負担軽減を進めます。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・障害福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築する必要があります。そのため、引き続き、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施するとともに、市町による身近な相談支援と連携し、相談支援体制の整備を進めます。
- ・運営が硬直的になるおそれのある障害者支援施設等に事業運営の透明性や支援の質を確保することが求められています。そのため、障害者支援施設等を対象に、外部専門家を派遣し、年間を通して定期的に、コンサルタントを実施します。
- ・強度行動障がいの状態にある障がい児・者を受け入れる障害者支援施設等において、個々の障がい者に応じたさらなる支援力の強化を図る必要があります。そのため、重度の強度行動障がいの状態にある障がい児・者に適切にサービス提供・アセスメントを実施できる人材を施設内に配置するための支援を行います。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大が必要です。そのため、農林水産事業者や障害福祉サービス事業所等のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を引き続き設置し、その活動を支援するとともに、農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者といった農業と福祉をつなぐ人材の育成や活動支援に取り組みます。
- ・農林水福連携の認知度向上が課題となっています。課題解決に向けて引き続き農林水福連携に取り組む障害福祉サービス事業所と企業等をマッチングし、生産された農産物やその加工品等の利用を促進します。
- ・農業では、農福連携のさらなる拡大が求められています。これを受けて、引き続き県内各地域での新たな農福連携の拠点づくりの取組を支援します。また、生産する農産物の品質向上等が必要です。そのため、農業経験の少ない障害福祉サービス事業所に対して、栽培指導者等の専門家派遣を通じた支援に取り組みます。
- ・林業では、労働力の確保や障がい者の就労を促進する必要があります。このため、引き続き林業事業者等と社会福祉施設のマッチングに取り組むコーディネーターを確保・育成するとともに、コーディネーターの活動支援に取り組みます。
- ・水産業では、県内水産業における障がい者の就労機会をさらに拡大するため、水産関係者と福祉関係者の円滑なマッチングや、福祉関係者への具体的な水福連携作業の周知が必要です。そのため、引き続きマッチングに取り組む人材の活動を支援するとともに、水福連携作業を解説するマニュアル動画を作成し、その動画を活用した福祉関係者への働きかけに取り組みます。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

- ・精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域での仕組みづくりが重要です。そのため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実をめざして、精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するとともに、地域住民が精神疾患に関する正しい知識と理解を持てるよう、引き続き地域におけるメンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を進める心のサポーターの養成に取り組みます。
- ・改正精神保健福祉法に基づき、精神科病院入院患者の権利擁護を推進する必要があります。そのため、院外の者との面会交流を行う、入院者訪問支援事業を実施するとともに、精神科病院における虐待防止に向けた体制の整備を支援します。
- ・依存症対策をより一層推進する必要があります。そのため「三重県ギャンブル等依存症対策推

進計画(第2期)」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心として早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組みます。また、アルコール依存症の対策については、当事者およびその家族が適切な支援を受け、日常生活や社会生活を円滑に営むことができる社会をめざし、次期「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を策定します。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

- ・合理的配慮の提供について、事業者をはじめ、県民の理解を深めることが必要です。そのため、障がいを理由とした差別解消のための相談対応や合理的配慮の提供に関する事業者等への訪問による普及啓発などに引き続き取り組むとともに、相談事例等の検証を進めます。
- ・障がい者虐待に関する相談・通報件数は増加傾向にあり、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行う必要があります。そのため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームから助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して定期的なモニタリングを行うなど改善に向けた指導を行います。
- ・令和7年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行され、手話への関心が高まる機会を契機に、手話がより広く利用される共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。そのため、「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や手話通訳者の養成・派遣などに取り組むとともに、最終年度を迎える現行計画の改定に取り組みます。
- ・芸術文化活動により、障がい者が持つ個性や能力を発揮し、生きがいを実感できる共生社会づくりを進める必要があります。そのため、「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、多様な芸術文化活動にふれる機会や発表の場を提供するとともに、引き続き専門人材を活用した相談支援等を通じて、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成や関係者のネットワークづくり等の取組を進めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	18,933	19,615	20,825	23,893	24,253
概算人件費	650	626	680	682	—
(配置人員)	(73人)	(71人)	(75人)	(75人)	—

施策 15-2 幼児教育・保育の充実

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
C	<p>保育士の資質向上および処遇改善を目的としたキャリアアップ研修について、オンラインを活用し、受講しやすい環境づくりを進めた結果、目標以上の修了者数となり、幼児教育・保育の質の向上に向けた取組が進んでいます。</p> <p>一方、「三重県保育士・保育所支援センター」による就労相談や離職防止研修、Webサイト「みえのほいく」による情報発信、放課後児童クラブの整備や放課後児童支援員の処遇改善への支援などの取組を進めましたが、保育士や放課後児童支援員の不足が続いており、待機児童解消には至っておらず、課題が残っています。</p>
<p>[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]</p>	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和7年度の主な取組

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・新たな保育人材の確保に向けて、修学資金の貸付や保育の仕事の魅力を発信しました。また、保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため、実習生を受入れる保育所等の担当者等を対象とした研修(2回)を行いました。
- ・保育士等の離職防止に向けて、働きやすい職場環境づくりを進めるため、保育士の加配や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援しました。また、「保育士支援アドバイザー」によるアウトリーチの相談支援(21園のべ50回)を行いました。
- ・潜在保育士の就労に向けた支援の充実を図るため、「三重県保育士・保育所支援センター」の人材バンク機能の強化を図りました。
- ・保育士等の資質向上および処遇改善を図るため、オンラインを活用した保育士等キャリアアップ研修(2,878人修了)を実施するとともに、新任保育士の就業継続研修(141人受講)や職場環境改善研修(88人受講)を実施しました。
- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人に対して経常費の一部を助成しました。
- ・みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた検討を進めました。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進するため「架け橋期カリキュラムの手引き(仮)」の作成に向けて、新たに「架け橋期カリキュラム検討委員会」を設置し、検討会議を1回開催しました。また、市町が実施する研修会等に幼児教育アドバイザーを派遣する(65回派遣)とともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進しました。

② 放課後児童対策の推進

- ・放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修(129人修了)などを行いました。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みました。
- ・放課後子ども教室を設置する市町を支援するとともに、より多くの市町において、子どもたちが、放課後子ども教室を利用してさまざまな体験をすることができる機会が拡大するよう、市町が抱える課題の把握に努めるとともに、好事例を情報共有するなどの働きかけを行いました。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数						①	
—	0人	0人	0人	0人	0%	0人	d
64人	103人	108人	84人	73人		—	
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)						①	
—	9,500人	13,000人	16,300人	18,800人	108.3%	21,300人	a
8,221人	11,384人	13,740人	16,143人	19,021人		—	
放課後児童クラブの待機児童数						②	
—	0人	0人	0人	0人	0%	0人	d
28人	52人	78人	54人	65人		—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

- ・令和8年度以降に残された課題と対応

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・待機児童解消に向けて、保育人材の確保が課題となっています。このため、中高生が現役保育士と交流できる場や、保育士の仕事を体験できる機会などを設け、保育士として働く魅力を感じてもらい取組を実施するとともに、保育士養成校の学生が県内の保育所等に就労することを後押しするため、引き続き修学資金の貸付や保育所等の実習生指導担当者等を対象とした研修を実施します。また、地域の保育士不足の早急な改善を図るため、登録から3年間は県内のみで就労可能である地域限定保育士制度を令和8年度から県内にも導入し、県内で保育の仕事に就くことを希望する人の受験機会を拡大します。
- ・保育士の離職防止のためには、保育所等の職場環境の改善を進める必要があります。そのため、「保育士支援アドバイザー」を保育現場に派遣し、保護者対応や若手保育士の指導方法などに関する助言を行うとともに、保育士個人が職場での悩みを相談できる取組を実施します。また、保育士の加配や保育補助者の活用、保育現場へのICTの導入に取り組む市町を支援することで、保育士の離職防止を進めます。
- ・必要な保育人材の確保に向けて、潜在保育士の就労を促進する必要があります。そのため、「三重県保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士の就労に向けた保育所等とのマッチングを行うとともに、保育所等への復職事例を紹介することで、復職に不安を持つ潜在保育士が就労に向けて動きだすことを後押しします。
- ・保育現場において、質の高い保育を実践するためには、保育士等の資質向上及び処遇改善を

図っていく必要があります。これを支援するため、保育士等キャリアアップ研修について、多くの保育士が受講できるよう、オンラインを活用して実施します。また、就業継続や職場環境改善に向けた研修を実施します。

- ・少子化等の影響により厳しい経営状況にある私立幼稚園等の経営基盤の安定化を図るため、個性豊かで特色ある幼児教育が行えるよう支援することが必要です。そのため、引き続き私立幼稚園等を設置する学校法人に対して、経常費の一部を助成します。
- ・子どもが山や川など自然の中で遊び、自然と触れ合う体験をすることで、主体性や想像力、思考力が育まれるよう自然保育に取り組む保育所等を支援する必要があります。そのため、みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体と連携し、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた取組を進めます。
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取組が必要です。このため、「架け橋期カリキュラム検討委員会」を開催し、令和8年度末を目途に、「架け橋期カリキュラムの手引き(仮)」を作成します。また、引き続き、市町が実施する研修会等に幼児教育アドバイザー等を派遣するとともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進します。

② 放課後児童対策の推進

- ・子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる放課後児童クラブについて、待機児童の解消に向けた取組を進める必要があります。そのため、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修に取り組めます。
- ・地域住民等の参画のもと、子どもたちが放課後にさまざまな学習や体験活動の機会が拡充するよう放課後子ども教室の活動を支援する必要があります。このため、引き続き放課後子ども教室を設置する市町に対して、好事例を情報共有するなどの働きかけを行っていきます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額等	11,438	10,865	12,551	13,675	13,320
概算人件費	80	88	82	82	—
(配置人員)	(9人)	(10人)	(9人)	(9人)	—

2 「ありのままでみえっこレポート」＜令和8年度版＞について

「ありのままでみえっこレポート」は、「ありのままでみえっこプラン」に基づく子どもに関する施策の進捗状況等をまとめた年次報告（令和8年7月公表予定）であり、総合目標の実績や、重点的な取組ごとの進展度、令和7年度の主な取組、令和8年度以降の課題と対応等を記載しています。

「ありのままでみえっこプラン」（令和7年3月策定）

本計画は、令和7年3月改正の三重県子ども条例を具現化する計画とこども基本法に基づく都道府県こども計画とを一体とした計画です。

めざす姿である「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」の実現に向け、4つの総合目標と6つの基本的施策を設定しています。これらを具体的に展開するため、11の「重点的な取組」と、進行管理を行うための「重点目標」を設定しています。

【総合目標】

- ・「生活に満足している」と思う子どもの割合
- ・「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合
- ・「子ども施策について自分の意見を聴かれている」と思う子どもの割合
- ・「自分が好きだ」と思う子どもの割合

基本的施策【子ども条例の条項】	重点的な取組
(1) 子どもの安全・安心の確保 【第11条】	1 子どもの権利侵害への対応
	2 子どもを取り巻くリスクへの対応
(2) 子どもの権利について学ぶ機会の提供【第12条】	3 子どもの権利に対する理解の向上
(3) 子どもの育ちへの支援 【第13条】	4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実
	5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援
	6 社会的養育の推進
(4) 子どもの意見表明及び社会参画の促進【第14条】	7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援
	8 子どもの意見表明及び社会参画の促進
(5) 子育て家庭への支援 【第15条】	9 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援
	10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進
(6) 若者支援	11 若者への支援

1 令和7年度の総合目標の実績と取組の進展度について(別冊1 P4～P9)

(1) 総合目標の実績について

「生活に満足している」と思う子どもの割合は、現状値を6.8ポイント上回り74.4%となり、また「子ども施策について自分の意見を聴かれている」と思う子どもの割合も、現状値を29.2ポイント上回り68.6%となりました。

一方で、「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合は、現状値を6.0ポイント下回り79.8%となり、また「自分が好きだ」と思う子どもの割合も、現状値を9.5ポイント下回り72.2%となりました。この2項目については、令和11年度の目標値との乖離も大きく、子どもたちの自己肯定感や未来への希望を育んでいくよう、一層取組を進める必要があります。

項目	現状値	実績値	目標値
	令和6年度	令和7年度	令和11年度
「生活に満足している」と思う子どもの割合	67.6%	74.4%	70.0%
「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合	85.8%	79.8%	90.0%
「子ども施策について自分の意見を聴かれている」と思う子どもの割合	39.4%	68.6%	70.0%
「自分が好きだ」と思う子どもの割合	81.7%	72.2%	85.0%

(2) 重点的な取組の進展度について

進行管理を行うために設定した重点目標の達成率等により総合的に判断したところ、「A 順調」と評価した取組が4項目、「B おおむね順調」と評価した取組が4項目、「C やや遅れている」と評価した取組が3項目となりました。

重点的な取組の進展度の区分	令和7年度取組数	重点的な取組の内容
A 順調	4	4 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実 5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援 7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援 8 子どもの意見表明及び社会参画の促進
B おおむね順調	4	1 子どもの権利侵害への対応 2 子どもを取り巻くリスクへの対応 6 社会的養育の推進 9 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援
C やや遅れている	3	3 子どもの権利に対する理解の向上 10 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進 11 若者への支援
D 遅れている	0	

2 主な「重点的な取組」の状況について（別冊1 P10～P57）

（1）「順調」と評価した取組について

「子どもの意見表明及び社会参画の促進」の取組については、重点目標の「県が設けた子どもの意見表明の機会の回数」及び「子どもの意見が県の施策に反映された数」が、目標を大きく上回りました。これは、県の子ども施策について子どもが意見を届ける「みえっこ会議」の新規開催や、子どもの意見を集めるプラットフォーム「キッズ・モニター」の機能を拡充するなど、子どもの意見表明の機会の確保とその意見を尊重する姿勢を重視したことに加え、子ども自身の参画意識の高まりも要因と考えられます。

引き続き、子どもが意見を表明しやすい多様な機会を創出し、その意見を施策へ反映する取組を推進します。

（2）「やや遅れている」と評価した取組について

① 「子どもの権利に対する理解の向上」の取組

「子ども条例の内容について知っている県民の割合」及び「子ども条例の内容について知っている子どもの割合」が、目標未達成となりました。

令和7年度は、大人も子ども分かりやすく学べるパンフレットの配付や周知啓発イベント・学習会等を開催しましたが、十分な理解促進に至らなかったと考えられます。

令和8年度は、子どもの権利について学べるパンフレットを活用して、みえ次世代育成応援ネットワークや子どもの居場所づくりに携わっている大人を中心に啓発を強化するとともに、子ども条例や子どもの権利について楽しみながら学べる学習コンテンツを含んだポータルサイトを新たに整備するなど、子どもの権利に対する理解促進を図ります。

② 「幼児教育・保育、放課後児童対策の推進」の取組

「保育所等の待機児童数」及び「放課後児童クラブの待機児童数」が、目標未達成となりました。これは、低年齢児の保育ニーズの高止まりに対する保育士の不足や、放課後児童支援員の不足、一部地域での子育て世帯増加による定員不足が主な要因と考えられます。

令和8年度は、地域限定保育士制度の導入などによる保育士等の人材確保・処遇改善を進めるほか、「みえ子ども・子育て応援総合補助金」に新たに「仕事と子育ての両立支援」枠を設置し、保育士確保をはじめとした各市町の仕事と子育ての両立に向けた取組を後押しすることで、待機児童の解消と安心して子育てできる環境整備の取組を推進します。

（3）今後の取組について

「ありのままみえっこプラン」に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進し、「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」の実現に向けて取り組めます。

総合目標の状況

ありのままでみえっこレポート 目標・進展度の一覧	項目	現状値 R6年度	実績値 R7年度	目標値 R11年度
	「生活に満足している」と思う子どもの割合	67.6%	74.4%	70.0%
	「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合	85.8%	79.8%	90.0%
	「子ども施策について自分の意見を聴かれている」と思う子どもの割合	39.4%	68.6%	70.0%
	「自分が好きだ」と思う子どもの割合	81.7%	72.2%	85.0%

重点的な取組の進展度一覧

基本的施策	重点的な取組	取組の進展度	判断理由	項目	令和6年度	R7年度	達成状況	R11年度
					現状値	目標値 実績値		目標値
(1) 子どもの安全・ 安心の確保	1 子どもの権利 侵害への対応	Bおおむね順調	「こども家庭センターの設置市町数」については、目標を達成し、「いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもの割合」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。	こども家庭センターの設置市町数	15市町 (R6.4時点)	23市町 24市町	1.00	29市町
				いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもの割合	95.9% (R5年度) 小学生	99.2% 94.9%	0.96	100%
					97.7% (R5年度) 中学生	99.5% 96.7%	0.97	100%
					92.3% (R5年度) 高校生	98.5% 92.7%	0.94	100%
	2 子どもを取り 巻くリスクへの 対応	Bおおむね順調	「青少年等インターネット安全利用促進出前講座の受講者数(累計)」 「通学路の安全対策が実施された箇所の割合」 「家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。	青少年等インターネット安全利用促進出前講座の受講者数(累計)	2,688人 (R5年度)	9,688人 9,421人	0.97	23,688人
				通学路の安全対策が実施された箇所の割合	97.4% (R5年度)	100% 97.4%	0.97	100%
					家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	88.9% (R5年度)	100% 98.6%	0.99

重点的な取組の進展度一覧

基本的施策	重点的な取組	取組の進展度	判断理由	項目	令和6年度	R7年度	達成状況	R11年度
					現状値	目標値 実績値		目標値
(2) 子どもの権利 について学ぶ 機会の提供	3 子どもの権利 に対する理解 の向上	Cやや遅れている	「「子どもの人権に係る問題」に関する学習を行った学校の割合」については、おおむね目標を達成しましたが、「子ども条例の内容について知っている子どもの割合」「子ども条例の内容について知っている県民の割合」、については、目標の達成が不十分及び目標達成度が低いことから、左のとおり判断しました。	子ども条例の内容について知っている県民の割合	4.4%	14.0%	0.27	50.0%
						3.8%		
				子ども条例の内容について知っている子どもの割合	6.3%	14.0%	0.81	50.0%
						11.4%		
				「子どもの人権に係る問題」に関する学習を行った学校の割合	98.5% (R5年度) 小学校	99.3%	1.00	100%
						99.4%		
				「子どもの人権に係る問題」に関する学習を行った学校の割合	93.9% (R5年度) 中学校	96.0%	0.99	100%
						94.6%		
				「子どもの人権に係る問題」に関する学習を行った学校の割合	83.5% (R5年度) 県立学校	87.6%	1.00	100%
						89.5%		

重点的な取組の進展度一覧

基本的施策	重点的な取組	取組の進展度	判断理由	項目	令和6年度	R7年度	達成状況	R11年度
					現状値	目標値		目標値
						実績値		
(3) 子どもの育ち への支援	4 多様な学びの 支援と居場所・体験機会の充実	A順調	「子どもが主体的に参画するイベントの数」、「子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数」については、目標を達成し、「不登校を含む長期欠席者が40人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置割合」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。	子どもが主体的に参画するイベントの数	4回 (R5年度)	6回 13回	1.00	14回
				子ども食堂、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181か所 (R5年度)	295か所 298か所	1.00	350か所
				不登校を含む長期欠席者が40人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置割合	62.1% (R5年度)	87.8% 86.5%	0.99	100%
	5 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援	A順調	「ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数」及び「三重県母子・父子福祉センター求人票件数」については、目標を達成し、「養育費を受給している割合」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261人 (R5年度)	320人 418人	1.00	600人
				三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)求人票件数	150件 (R5年度)	170件 410件	1.00	250件
				養育費を受給している割合(福祉行政報告例)	25.4% (R5年度)	28% 27.4%	0.97	40%
	6 社会的養育の推進	Bおおむね順調	「施設退所後または里親委託解除後3年後の就労の状況と進学状況」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。	施設退所後または里親委託解除後3年後の就労の状況と進学状況	74% (R5年度)	80% 75%	0.94	100%
				地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)	319人 (R5年度)	511人 498人	0.97	895人
	7 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援	A順調	「医療的ケア児・者コーディネーターの配置市町数」、「特別支援学校における交流及び共同学習の実施回数」については、目標を達成し、「地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数(累計)」については、目標をおおむね達成したことから、左のとおり判断しました。	医療的ケア児・者コーディネーターの配置市町数	15市町 (R5年度)	22市町 24市町	1.00	29市町
				特別支援学校における交流及び共同学習の実施回数	846回 (R5年度)	900回 959回	1.00	1,100回

重点的な取組の進展度一覧

基本的施策	重点的な取組	取組の進展度	判断理由	項目	令和6年度	R7年度	達成状況	R11年度
					現状値	目標値		目標値
						実績値		
(4) 子どもの意見 表明及び社会 参画の促進	8 子どもの意見 表明及び社会 参画の促進	A順調	「県が設けた子どもの意見表明の 機会の回数」、「子どもの意見が県 の施策に反映された数」について は、目標を達成したことから、左の とおり判断しました。	県が設けた子どもの意見表明の機会の回数	4回 (R5年度)	10回	1.00	30回
				子どもの意見が県の施策に反映された数	-	15回		
(5) 子育て家庭へ の支援	9 妊娠から出 産・子育てま での切れ目の ない支援	Bおおむね順調	「母子保健コーディネーター養成数 (累計)」については、目標を達成 し、「多様な就労形態を導入してい る県内事業所の割合」については、 目標をおおむね達成したことから、 左のとおり判断しました。	母子保健コーディネーター養成数(累計)	276人 (R5年度)	310人	1.00	385人
				多様な就労形態を導入している県内事業所の割合(三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」)	88.7% (R5年度)	90.9%		
	10 幼児教育・保 育、放課後児 童対策の推進	Cやや遅れている	「保育士等キャリアアップ研修にお ける各分野の修了者数(累計)」に ついては、目標を達成しましたが、 「保育所等の待機児童数(こども家 庭庁「保育所等利用待機児童数調 査」)」、「放課後児童クラブ」の待機児 童数(こども家庭庁「放課後児童健 全育成事業(放課後児童クラブ)の 実施状況調査」)」については、目標の 達成度が低いことから、左のとおり 判断しました。	保育士等キャリアアップ研修における各分野の 修了者数(累計)	16,143人	18,800人	1.00	28,800人
				保育所等の待機児童数(こども家庭庁「保育所等 利用待機児童数調査」)	108人 (R6.4.1)	0人		
				放課後児童クラブの待機児童数 (こども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課 後児童クラブ)の実施状況調査」)	54人 (R6.5.1)	0人	0.00	0人
						65人		
(6) 若者支援	11 若者への支援	Cやや遅れている	「マッチングシステムによるマッ チング件数(累計)」、「おしごと 広場みえ」の利用者数(累計)(「おし ごと広場みえ」実績報告)」につ いては、目標の達成度が不十分なこ とから、左のとおり判断しました。	マッチングシステムによるマッチング件数 (累計)	R7年度 から調査	250件	0.78	4250件
				「おしごと広場みえ」の利用者数(累計)(「おし ごと広場みえ」実績報告)	10,658人 (R5年度)	197件		
						11,258人		
						8016人		

3 次期「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定について

1 計画策定の趣旨

- (1)「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(以下「条例」という。)に基づいて定めるもので、「すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現」をめざす基本的な計画です。
- (2)第5次推進計画(令和5年度から令和8年度)の取組の成果と課題をふまえ、条例の基本方針である、UDの意識づくり(ハート)、暮らしやすいまちづくり(ハード)、利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進(ソフト)に沿って取組を整理します。
- (3)計画の期間は令和9年度から4か年(令和9年度から令和12年度)とし、策定にあたっては、条例に基づき設置される、学識経験者や当事者等で構成する「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」(以下「推進協議会」という。)の意見を聴くとともに、県議会での議決を経て策定します。
- (4)また、市民活動団体との意見交換や市町・関係団体への意見照会、パブリックコメント等を通じ、広く県民の意見を聴きながら策定を進めます。

2 第5次推進計画の進捗状況(主なもの)

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり【ハート】			
指 標	第4次計画	第5次計画	
	R3年度 (現状値)	R7年度 (実績値)	R8年度 (目標値)
県・市町及びUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	68校/年	116校/年	78校/年
県・市町及びUD団体等が実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	30回/年	40回/年	33回/年
県・市町及びUD団体等がイベント等で実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	23回/年	56回/年	40回/年
「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,489区画	4,708区画	4,820区画
ヘルプマークに関する啓発回数	30回/年	44回/年	43回/年

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり【ハード】			
指 標	第4次計画	第5次計画	
	R3年度 (現状値)	R7年度 (実績値)	R8年度 (目標値)
平均利用者数3,000人以上/日の駅及び平均利用者数2,000人以上3,000人未満/日で基本構想に位置付けられた駅のうち、段差の解消、内方線の整備、バリアフリートイレの設置がされている駅	31駅	33駅	34駅
駅でICカードが利用できる中小民鉄及び第三セクター鉄道事業者数	(1事業者)	3事業者	3事業者
タクシーのうちUDタクシーの割合	(7.0%) R2年度末時点	15.5% R6年度末時点	29%
乗合バスのうちバリアフリー対応バス車両の割合	(81.0%) R2年度末時点	94.0% R6年度末時点	100%

県・市町が実施する「UD条例」等についての施設整備担当者・管理者向けの啓発活動、研修等の実施回数	1回/年	10回/年	4回/年
商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）	3,382 施設	3,657 施設	3,832 施設

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進【ソフト】			
指 標	第4次計画	第5次計画	
	R3年度 （現状値）	R7年度 （実績値）	R8年度 （目標値）
「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に関する啓発回数	(11回/年)	15回/年	18回/年
SNS等を活用したユニバーサルデザインに関する情報提供回数	(4回/年)	15回/年	12回/年
「UDイベントマニュアル」に関する啓発回数	(11回/年)	10回/年	16回/年

3 第6次推進計画の主な取組（案）

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり【ハート】	
新規	研修等を通じた「障がいの社会モデル」の理解の促進
拡充	車いす優先区画（試行中）の拡充によるおもいやり駐車場の利用の改善
継続	「おもいやり駐車場利用証制度」・「ヘルプマーク」の普及啓発、UDのまちづくり学校出前授業の実施

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり【ハード】	
新規	市町の意識醸成や基本構想・マスタープランの作成促進に向けた支援
	公共建築工事における当事者参画の促進に向けた仕組みづくりの検討
拡充	小規模の鉄道駅における簡易なバリアフリー化（手すり設置等）に向けた支援
継続	鉄道駅のバリアフリー化（段差解消、内方線、トイレのバリアフリー化など）の支援、タクシー事業者が行うUDタクシーの導入の促進

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進【ソフト】	
新規	対応事例の周知を通じた外見から分かりづらい要配慮者への支援の促進
継続	研修等を通じた事業者等による合理的配慮の提供への支援、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を活用した情報発信の促進

4 今後の予定

令和8年	7月～9月	推進協議会にて検討（中間案）
	10月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（中間案）
	10月～11月	パブリックコメントの実施、関係団体へ意見照会
		推進協議会にて検討（最終案）
令和9年	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案）
	2月	議案提出
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議） 次期計画の策定

(参考) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 (抜粋)

(目的)

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならぬ。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

4 三重県いじめ調査委員会調査報告書について

令和4年2月に県立高校の生徒が死亡した事案に係るいじめの重大事態に関する調査について、令和6年11月以降、いじめ調査委員会において、いじめの事実関係が調査されるとともに、同種の重大事態の再発を防止するための提言等が審議され、令和8年4月8日、知事への答申が行われました。

1 本事実の経過

経過	
R4. 2	県立高校の生徒が死亡した状態で発見される
R4. 9	遺族がいじめの重大事態の調査を希望
三重県いじめ対策審議会(県教育委員会の附属機関)による調査	
R4. 10	いじめ対策審議会を開催し、調査開始
R5. 11	調査報告書を取りまとめ(いじめの事実は確認できなかったという内容)
R5. 11	遺族が調査報告書に対する所見を提出
三重県いじめ調査委員会(子ども・福祉部の附属機関)による再調査	
R6. 11. 5	第1回はいじめ調査委員会を開催し、再調査開始
	以降、第2回(R7. 1. 7)、第3回(R7. 9. 29)、第4回(R8. 2. 19)といじめ調査委員会を開催
R8. 4. 8	知事への答申(調査報告書の提出)

2 いじめ調査委員会による調査の結果概要(詳細は別冊2のとおり)

(1) いじめの事実

いじめの事実は認定されませんでした。

(2) 再発防止に向けた提言・意見

いじめ調査委員会により、再発防止に向けて、次の3つの提言が取りまとめられました。

① 児童生徒の心理状態の観察や悩みを相談できる環境づくり

- ・生徒が自死するほど追い込まれていたことに周囲が気付いていなかったことから、心の健康状態を見守る仕組みづくりや悩み事を相談できる環境づくり、子どもが自身の言葉で気持ちや考えを発信できる環境づくりが重要。

② 保護者と学校関係者との関わりについて

- ・担任が休日や夜間にも保護者への対応を担っており、個別の教師の熱意や誠意に頼ることなく、組織的になされることが重要。

③人権教育の推進

- ・生徒と教職員がなんでも相談できるような信頼関係づくりや、生徒同士が互いに安心できる仲間づくりをすることが必要であり、生徒への人権教育や教職員の人権研修を積極的に実施することが重要。

3 提言を受けた再発防止の取組

いじめ調査委員会からの提言を受けて、令和8年5月18日、県教育委員会事務局から県立学校長会議等にて児童生徒の自死予防の取組が周知徹底されました。

(1) 教育相談体制の充実

- ・学校の教育相談体制を充実させるため、SC・SSWの配置時間を拡充する。
- ・令和7年度に作成したSOSの出し方教育に関する動画教材等を生徒、保護者、教員に周知し、視聴してもらうことで、子どもの発するSOSに気づくことができるようにする。

(2) 事案発生後の組織的対応

- ・「学校管理下における危機管理マニュアル」に、学校の組織的対応として、教職員が一人で生徒の自死に対応するのではなく、校長をはじめ、それぞれの立場の教員が役割分担して対応に当たることを追加したことについて、再度周知する。

(3) 人権教育の推進

- ・人権教育については、人権学習指導資料の作成や実践研究により、人権教育研修の内容を充実させるとともに、子どもの権利と子どもアドボカシーについて、令和7年度作成した動画教材を生徒指導担当者会議等で周知啓発することで、子どもが自らの意見を発信できるようにする。

子ども・福祉部では、引き続き、18歳未満の子どもが自ら電話やSNSで相談できる窓口「こどもほっとダイヤル」において、子どもとともに悩みごとの状況や気持ちを整理し、寄り添いながら子ども自身が問題を解決できるように相談支援を行うとともに、相談窓口の周知に取り組みます。

また、いじめに関する相談があった際は、子ども自身がどうしたいのかという気持ちを受けとめ、必要に応じて、教育委員会などの関係機関につなげます。

(参考) いじめ防止対策推進法(抜粋)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

5 令和9年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていきます。

社会福祉施設等の整備については、施設の新規設置、大規模改修等を行う事業者に対し費用の補助を行っているところであり、提出された整備計画の中から緊急度の高いもの、地域のバランス及び住民ニーズ等をふまえて、より効果的に事業の実施ができるもの、予算をより効率的に執行できるものを優先して整備していきます。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、県産材をはじめとする木材利用の促進及びユニバーサルデザインへの対応についても配慮していきます。

こうした考え方のもと、庁内関係部で構成する「社会福祉施設等補助対象施設等選定会議」において、「令和9年度社会福祉施設等整備方針」を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国及び県予算の状況をふまえて決定します。

令和9年度社会福祉施設等整備方針

・ 整備の基本的な考え方	40
・ 地域福祉課所管施設 救護施設、無料低額宿泊所	41
・ 障がい福祉課所管施設 障害福祉サービス事業所等	42
・ 少子化対策課所管施設 児童館	46
・ 子どもの育ち支援課所管施設 放課後児童クラブ、病児保育施設	48
・ 児童相談支援課所管施設 児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット、 里親支援センター、児童家庭支援センター、 児童自立生活援助事業所	50
・ 家庭福祉・施設整備課所管施設 母子生活支援施設	53
・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 養護老人ホーム	54

令和9年度社会福祉施設等整備方針について

令和8年5月
三重県子ども・福祉部

＜整備の基本的な考え方＞

三重県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていきます。

整備方針には、施設種別ごとに、方針策定の考え方、現状・課題、整備対象や優先度などを示していきます。

また、整備する社会福祉施設等については、提出された整備計画の中から緊急度の高いもの、地域のバランス及び住民ニーズ等をふまえてより効果的に事業の実施ができるもの、予算をより効率的に執行できるものを優先に、厳正かつ公平に審査し選定します。

なお、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、県産材をはじめとする木材利用の促進及びユニバーサルデザインへの対応についても配慮していきます。

施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定します。

令和9年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- 生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所については、入所者等の安全確保、地域のニーズ、緊急性をふまえ、必要な整備を進める。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> 県内 3か所 定員 計240名 (令和8年4月1日現在) 	<p>救護施設は、精神疾患等により、在宅生活を送ることが難しい処遇困難ケースが多く、入所者の高齢化も進んでいる。</p> <p>無料低額宿泊所は、いわゆる</p>	<p>社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる保護施設（救護施設）及び無料低額宿泊所の整備について、入所者等の安全確保、地域のニーズ、緊急性をふまえ、総合的に判断し、優先順位を決定する。</p>
無料低額宿泊所	全県	<ul style="list-style-type: none"> 県内 3か所 定員 計104名 (令和8年4月1日現在) 	<p>貧困ビジネスへの規制強化を図るため、令和2年に条例を制定し事前届出制の導入等を行っており、引き続き施設の適切な運営に留意していく必要がある。</p>	

令和9年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込み、障害保健福祉圏域の整備状況、プランにおける取組等との整合性、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備（障がい者）の対象は、障がい者の重度化への対応、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスのうち生活介護、居住系サービスのうち共同生活援助の事業所を優先する。また、地域で支援が不足している障がい特性に配慮する事業所を優先する。
- ・ 新規整備（障がい児）の対象は、児童発達支援センター、重症心身障がい児および医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所を優先する。
- ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、防災・減災対策、障がい者の重度化への対応、感染防止対策など、入所者等の安全・安心に資する整備とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない地域がある。 4 建物の防災・減災対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金または次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。 （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 （2）地域生活支援拠点機能または児童発達支援センターの機能を有する事業所 （3）主に重度心身障がい児者や医療的ケア児者を支援する事業所 （4）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 建物の防災・減災対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
<p>居住系サービス事業所</p>	<p>別表1のとおり</p>	<p>別表2のとおり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。 4 建物の防災・減災対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。 <ul style="list-style-type: none"> （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備（ただし、日中サービス支援型については優先対象とする。） （2）障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 （3）障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 （4）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）、（2）を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 <ul style="list-style-type: none"> （1）多床室の個室化改修等の感染防止対策 （2）スプリンクラー、非常用自家発電設備等の防災・減災対策

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表1) 障害保健福祉圏域

令和8年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和8年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	19	48	32	47	33	32	24	7	5	247
		定員数	371	1,158	699	1,006	735	623	553	157	132	5,434
	サービス見込量	人	481	970	602	739	574	692	504	116	138	4,816
	サービス量実績	人	452	880	563	713	562	650	470	113	133	4,536
児童発達支援センター	現状	事業所数	1	1	2	1	2	1	2	0	1	11
		定員数	30	80	54	40	60	30	36	0	24	354
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
児童発達支援事業所 (重心)	現状	事業所数	4	6	3	8	4	1	2	0	0	28
		定員数	24	43	24	44	20	5	13	0	0	173
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
放課後等デイサービス 事業所(重心)	現状	事業所数	5	5	4	6	4	1	2	0	0	27
		定員数	64	38	29	34	20	5	13	0	0	203
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	24	41	28	48	35	22	20	4	3	225
		定員数	369	767	402	650	409	368	320	59	53	3,397
	サービス見込量	人	278	515	340	367	290	404	282	75	69	2,620
	サービス量実績	人	341	581	363	416	319	406	299	90	63	2,878

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和8年1月1日現在(生活介護は障害者支援施設分を含む)
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度~2026年度-」における令和8年度のサービス見込量(1か月あたり)
- 3 サービス量実績は、令和8年1月分
- 4 整備目標は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度~2026年度-」における令和8年度の目標

令和9年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通じて、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 （1県10市6町） （令和8年4月1日現在）	1 施設の老朽化対策は、各市町における長寿命化計画に沿って計画的に実施する必要がある。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。 優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブを設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。 1 既存の児童館における大規模修繕等のうち、地震・津波などの防災対策のための改修工事等に係る整備事業 2 児童館のない市町における新たな児童館の創設 3 児童館のある市町における新たな児童館の創設 4 既存の児童館を拡張・改築する整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
				<p>5 その他大規模修繕等の整備</p> <p>5において、優先度の高いものから(1)、(2)、(3)の順とする。</p> <p>(1) 老朽化による危険箇所の整備</p> <p>(2) ユニバーサルデザイン化の整備</p> <p>(3) (1)(2)以外の理由による大規模修繕の整備</p>

令和9年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち支援課所管施設）

課名〔子どもの育ち支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・地域の実情やニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
放課後児童クラブ	全県	放課後児童クラブ数 442か所 (令和7年5月1日現在) ※令和8年5月1日現在の 数値については、今後調査予 定。	1 小学校の統廃合等によ り、現在使用中の施設が使 用できなくなる場合があ る。 2 施設の災害対策が必要な 場合がある。 3 放課後児童対策の需要が 見込まれるにも関わらず、 放課後児童クラブが存在し ない地域がある。 4 待機児童が生じている市 町がある。	「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、支援の単位あたりの児 童数がおおむね40人以下となるよう施設整備を推進することとし、 市町等が行う施設整備（創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設 施設整備）を支援する。 国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」または「子ども・子 育て支援交付金（放課後子ども環境整備事業）」の交付を受けるこ とを条件とする。 また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育委員会の連 携を密にして取り組むものとする。 優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順とする。 1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施しているが使 用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ室では需要に対して充分に対応でき ていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 放課後子ども教室と一体となって実施するための整備または 学校の余裕教室を活用して行う整備 6 1から5の理由以外での整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
病児保育施設	全県	病児保育施設数 23か所 (令和8年5月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て家庭の病児保育に係る需要が見込まれるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。 2 病児保育事業は、利用者数が安定せず、採算が取れないことがあるため、設置や運営が難しい場合がある。 3 施設の災害対策が必要な場合がある。 	<p>国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」の交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備するために必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 病児保育施設未設置市町における整備 4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 1から4の理由以外での整備

令和9年度社会福祉施設等整備方針（児童相談支援課所管施設）

課名〔児童相談支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- 児童養護施設、乳児院等については、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 11施設 公立 0施設 民間 11施設 (令和8年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築、大規模修繕等が求められている。	優先度の高いものから1, 2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の新設・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備を優先する。 2 老朽化対応や防災対策強化対応のための増改築、大規模修繕等 施設の移設（新設を含む。）、大規模修繕、増改築、拡張にあたっては、「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知）により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (令和8年4月1日現在)		

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	施設数 5施設 <table border="1" data-bbox="618 300 925 499"> <tr> <td></td> <td>乳児院</td> <td>児童養護施設</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </table> （令和8年4月1日現在）		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	4	計	1	4	県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となってきた。	児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	4														
計	1	4														
里親支援センター	全県	施設数 2施設 公立 0施設 民間 2施設 （令和8年4月1日現在） フォスタリング機関は、2施設である。	里親への適切かつ十分な支援の提供が求められており、現在のフォスタリング機関の体制強化が必要となっている。	現在、里親への支援提供ノウハウを有し里親支援センターへ移行するフォスタリング機関の整備を優先する。												
児童家庭支援センター	全県	施設数 7施設 公立 0施設 民間 7施設 （令和8年4月1日現在） 令和2年度までに全児童相談所管内に設置済	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。 児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要がある。	児童相談所管内への複数のセンターの設置について、施設の地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。												

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
児童自立生活援助事業所（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）	全県	（Ⅰ型） 施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 （令和8年4月1日現在）	現在の入所率が高いことなどにより、児童の自立に向け適切なケアを確保するため、身近な地域において一定数の児童を安定的に受け入れることができるよう児童自立生活援助事業の実施場所の確保が必要となっている。	児童自立生活援助事業の実施場所について、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るため、児童自立生活援助事業Ⅱ型を優先する。児童自立生活援助事業の実施場所のない地域においては、児童の自立支援ニーズを考慮し、地域における必要性に応じて整備を進める。

令和9年度社会福祉施設等整備方針（家庭福祉・施設整備課所管施設）

課名〔家庭福祉・施設整備課〕

1 整備方針策定の考え方

母子生活支援施設については、入居者の安全確保、老朽化や防災強化、地域の子育て支援施設としてのニーズへの対応をふまえ、施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和9年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 4施設 公立 0施設 民間 4施設 (令和8年4月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 DV被害を受けた母子世帯の利用が多く、安心して生活ができる環境の提供が必要である。 2 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。 3 産後ケアなど、施設の専門性を活用して地域の子育て世帯を支援するニーズが高まっている。 	<p>優先度の高いものから1、2、3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入居者への対応 入居者の母親及び子どもが生活を行ううえで居室の安全性を確保するほか、プライバシーの確保を目的とした施設整備 2 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（令和5年8月22日こ成事第370号）別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設 3 専門性の活用 母と子に一体的な支援ができる施設として培ってきた専門性を活用し、妊娠・育児中の疲れや悩み、不安を抱える妊婦の産後ケアなど、多様な地域の子育て世帯支援のニーズに対応可能な施設整備

1 整備方針策定の考え方

- ・市町による施設利用者数の見込み及び整備意向をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを優先する。
- ・県補助を受けずに、介護保険施設を整備（創設及び増築）する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状・課題	令和9年度整備方針
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	圏域別	<現状> 下表のとおり <課題> 1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。 3 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	1 創設・増築 ・圏域ごとに令和9年度整備可能数の範囲内とする。 ・整備に当たっては、ユニット型施設を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、令和9年度整備における特別養護老人ホームの全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内とする。 2 改築 ・老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 ・整備数は、県全体で130床以内とする。 3 創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	3, 148	3, 020	3, 069	592	9, 829	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
令和8年度整備予定	10	80	0	0	90	
小計(A)	3, 158	3, 100	3, 069	592	9, 919	
令和9年度整備可能数 (B)	100	0	0	0	100	
令和9年度末整備予定数 (A)+(B)	3, 258	3, 100	3, 069	592	10, 019	

施設種別	圏域	現状・課題	令和9年度整備方針					
介護老人 保健施設 介護医療院	圏域別	<p><現状> 下表のとおり</p> <p><課題></p> <p>1 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p> <p>2 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。</p>	<p>1 改築</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 整備数は、介護老人保健施設及び介護医療院で計1施設とする。 					
介護老人保健施設 現状（単位：人分）								
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数			2, 584	1, 635	2, 064	358	6, 641	
令和8年度整備予定			0	0	0	0	0	
小計			2, 584	1, 635	2, 064	358	6, 641	
介護医療院 現状（単位：人分）								
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数			96	135	78	60	369	
令和8年度整備予定			0	0	0	0	0	
小計			96	135	78	60	369	
養護老人 ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。					

・選定については、別に定める「特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等整備選定方針」のとおりとする。

(別表)老人福祉圏域

令和8年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

6 令和7年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 指導監査の適切な実施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険及び障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な運営指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、通報や苦情等により介護給付費等の請求等に関し不正が疑われる場合には、随時、監査を実施しています。

2 令和7年度指導監査及び運営指導等の結果について

(1) 指導監査等の結果

感染防止対策に留意しながら実地による指導監査を基本としつつ、児童福祉施設においては書面による監査を併用するとともに、動画配信による集団指導、各種研修会の開催、税理士や社会保険労務士といった専門家の活用などにより、時間や人的資源を有効に活用しながら効率的・効果的な指導監査を実施しました。

指導監査及び運営指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は、次のとおりです。

○令和7年度指導監査等の結果

(令和8年3月31日現在)

区 分	実施数	指摘法人等の数	指摘総件数
社会福祉法人	40	39	356
社会福祉施設	500	336	913
介護保険サービス事業所（運営指導）	270	245	1,170
〃（集団指導）	2,975	—	—
障害福祉サービス事業所（運営指導）	112	90	498
〃（集団指導）	2,285	—	—
市町福祉行政	29	20	37
公益法人	3	3	8
計	6,214	733	2,982

(2) 社会福祉法人及び社会福祉施設に係る指摘内容

社会福祉法人では、役員を選任等の法人運営に関するものが113件（評議員会の招集が適正に行われていない、評議員会について適正に記録の作成・保存を行っていない等）、事業の実施に関するものが12件（定款に従って事業を実施していない）、会計処理、資産管理等の管理に関するものが231件（附属明細書等が法令に基づき適正に作成されていない、会計処理の基本的取扱いに沿った処理が行われていない等）となっています。

社会福祉施設では、事故発生の防止や衛生管理等の適切な利用者支援に関するものが276件（定期健康診断、衛生管理、感染症等に対する対策が適切に行われていない、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない等）、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが637件（労働基準法等関係法規の遵守が不十分である、防災対策が適切に行われていない等）となっています。

○令和7年度社会福祉法人の指摘項目及び件数 （単位：件）

法人運営	事業	管理	計
113	12	231	356

○令和7年度社会福祉施設の指摘項目及び件数 （単位：件）

適切な利用者支援	施設運営	計
276	637	913

(3) 介護保険及び障害福祉サービス事業所に係る指摘内容

介護職員の配置等の人員基準に関するものが9件（訪問介護員の配置が適切でない等）、サービス提供などの運営基準等に関するものが1,584件（従業者が従事する職種を辞令等で明確にしていない、業務継続計画に係る研修及び訓練を実施していない等）、給付費に関するものが65件（減算要件に該当しているにもかかわらず減算していない等）、その他が10件となっています。

○令和7年度介護保険及び障害福祉サービス事業所の指摘項目及び件数

（単位：件）

区 分		人員基準	運営基準等	給付費	その他	計
介護保険サービス	介護	3	794	33	6	836
	予防	0	330	3	1	334
障害福祉サービス		6	460	29	3	498
合 計		9	1,584	65	10	1,668

介護給付費等の算定誤りや不適切な請求等が確認された事業所に対しては、過誤調整による自主返還等を指導しました。

○令和7年度介護給付費等の返還決定額

事業所数	返還決定額（円）
1	4,020

（注）令和8年4月末までに確定した金額です。

3 令和8年度の指導監査及び運営指導等の実施方針

令和7年度と同様に、実地による指導監査を基本としつつ、児童福祉施設においては書面による監査を併用するとともに、動画配信による集団指導、各種研修会の開催、税理士や社会保険労務士等の専門家の活用などにより、時間や人的資源を有効に活用しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

なお、悪質な事例のうち、特に虐待等の生命や身体の安全に関わる場合は、事業担当課や市町と連携して指導監査を実施します。

また、各施設や事業所における労働基準法等関係法令の遵守や職員の処遇改善等、労働環境の整備について必要な措置を講じているか、確認します。

（1）社会福祉法人及び社会福祉施設

県所管法人、市所管法人については、関係市等と連携を密にするとともに、感染防止対策に配慮しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、施設運営においては、保育所等についても職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことをふまえ、虐待防止に向けた対応をはじめ、社会状況に応じた取組について重点的に確認し、必要な指導を行います。

（2）介護保険及び障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への運営指導、監査を優先的に実施するとともに、動画配信による集団指導では、人員・運営等の指定基準の考え方等の周知徹底に加え、運営指導等における指摘事例を周知することで、事業者の適正な運営の確保に向けた支援を行います。

7 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和8年2月17日～令和8年6月2日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和8年2月17日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親10件、養子縁組里親3件、専門里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和8年2月17日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	7名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議 認定こども園認可等部会
2 開催年月日	令和8年2月18日
3 委員	部会長 小川 真由子 委員 宇佐美 直樹 他4名
4 諮問事項	幼保連携型認定こども園設置認可申請調書等について
5 調査審議結果	申請のあった8件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和8年2月19日
3 委員	委員 長 庄山 哲也 副委員長 小池 敦 他4名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき、令和4年2月に県立高校で発生したいじめ事案について調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	令和8年2月20日
3 委員	会長 仲 律子 委員 稲垣 朋子 他9名
4 諮問事項	有害興行の指定について
5 調査審議結果	三重県青少年健全育成条例に基づき、有害興行指定の審議を行った。 また、令和8年度の県の取組について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和8年3月13日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和8年3月5日
3 委員	会長 松浦 直己 委員 青山 弘忠 他14名
4 諮問事項	1 部会の審議内容について 2 「三重県子どもの貧困対策計画」及び「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の成果と「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」について 3 「ありのままみえっこプラン」の重点的な取組にかかる令和8年度の概要について 4 令和7年度「みえっこ会議」の活動報告について 5 子どもを虐待から守る条例に基づく推進計画について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和8年3月26日
3 委員	会長 中北 裕子 副会長 松井 保偉 委員 西川 純忠 他9名
4 諮問事項	1 第6次三重県UDのまちづくり推進計画について 2 令和8年度当初予算について 3 その他
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和8年4月17日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和8年4月21日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	3名の医師について書面により審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和8年4月23日
3 委員	委員長 村林 優一 副委員長 小池 敦 他4名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第31条第2項に基づき、令和6年3月に私立高校で発生したいじめ事案について調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和8年5月15日
3 委員	部会長代理 佐々木 光明 委 員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第56条に基づく保護者負担金の免除について審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和8年5月26日
3 委員	部会長 山本 律 委 員 奥野 敏 他3名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親2件、養子縁組里親2件、専門里親1件、親族里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和8年5月27日
3 委員	部会長 松浦 直己 委 員 青山 弘忠 他12名
4 諮問事項	ありのままでみえっこレポートについて
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和8年6月2日
3 委員	会 長 中北 裕子 副会長 松井 保偉 委 員 西川 純忠 他5名
4 諮問事項	1 第6次三重県UDのまちづくり推進計画について 2 その他
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	